

第 1 期山梨県こども計画について

経緯

「こども基本法」(R4. 6. 15 成立、R5. 4. 1 施行) に基づき、都道府県こども計画の策定が努力義務となった。

次の計画を一本化して、子育て政策課が「第 1 期山梨県こども計画」を策定することとなっている。

- ・「山梨子ども・子育て支援プラン」 (子育て政策課)
- ・「やまなし子どもの貧困対策推進計画」 (子ども福祉課)
- ・「やまなし子供・若者育成指針」 (生涯学習課)

令和 5 年 9 月～10 月	計画の策定のためのアンケート調査項目検討 計画の全体構成の検討
1 1 月	アンケート調査票案を子ども・子育て会議(附属機関)に諮った
1 2 月	計画策定のためのアンケート調査実施
令和 6 年 7 月	第 1 回子ども・子育て会議 ・計画の構成について審議 ・基本理念、基本目標の方向性及び必要な具体的施策について
9 月	第 2 回子ども・子育て会議 ・基本理念、基本目標について審議
1 1 月	子育て政策課が関係各課に策定作業を依頼 ※生涯学習課は社会環境の健全化推進とインターネットの適正利用の推進を担当 ※小委員 6 名の方々が事務局案を確認
1 2 月	知事レク 第 3 回子ども・子育て会議 ・計画の素案について審議
令和 7 年 2 月	パブリックコメント実施中 (2 月 1 4 日～2 月 2 8 日)

今後のスケジュール

令和 7 年 3 月 計画策定